

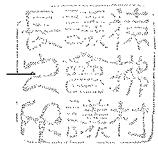
26猿議発第34号の2

平成26年 6月27日

北海道合同法律事務所

弁護士 中島哲様

北海道猿払村議会議長 山須田 清



陳情の審査結果について（通知）

平成26年5月30日付をもって提出された次の陳情は、平成26年第2回定例会において採択と決定したので通知します。

記

件名：ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める陳情書

[採択年月日：平成26年6月26日]

26猿議発第35号の3

平成26年 6月27日

北海道合同法律事務所

弁護士 中 島 哲 様

北海道猿払村議会議長 山須田 清



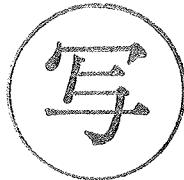
意見書（写）の送付について

平成26年第2回定例会において、次の意見書が議決されましたので、別紙のとおり
意見書の写しを送付いたします。

記

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

[採択年月日：平成26年 6月26日]



ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困窮を来しています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないとといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっています、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって、下記事項を実現するよう強く要望いたします。

記

- 1 ウィルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 6 月 26 日

北海道猿払村議会
議長 山須田 清一

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣